

飯舘村・葛尾村における避難指示区域の解除について（案）

令和 7 年 3 月 7 日
原子力災害対策本部

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い、飯舘村・葛尾村において設定された帰還困難区域のうち一部の区域について、『特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について（令和 2 年 1 2 月 2 5 日 原子力災害対策本部決定）』における避難指示解除の要件を満たすことから、解除することを決定する。
2. 上記 1. の解除は、令和 7 年 3 月 3 1 日午前 9 時に行う。

※ 上記の解除後の避難指示区域の概念図については、参考 1・2 参照。
※ 避難指示解除の要件については、参考 3 参照。
3. 本決定を踏まえ、飯舘村・葛尾村に対し、それぞれ別添 1、別添 2 のとおり指示を行う。

以上

(別添 1)

指 示 (案)

令和 7 年 3 月 7 日

飯舘村長 殿

写) 福島県知事 殿

平成 23 年 (2011 年) 福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法 (平成 11 年法律第 156 号) 第 20 条第 2 項に基づき、下記のとおり指示する。

記

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴い、飯舘村において設定された帰還困難区域のうち別紙に記載する区域については、『特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について (令和 2 年 12 月 25 日原子力災害対策本部決定)』における避難指示解除の要件を満たすことから、令和 7 年 3 月 31 日午前 9 時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

以上

(別紙)

飯舘村

帰還困難区域	飯舘村長泥	字曲田のうち 3 1 番地 1、3 2 番地 1、 3 6 番地から 3 8 番地、3 9 番地 1、 4 0 番地、4 1 番地 1、4 2 番地 1、 4 2 番地 3、4 3 番地、4 4 番地、 4 5 番地 1 から 2、4 6 番地から 4 8 番地、 4 9 番地 1 から 2、5 1 番地 1、5 2 番地、 5 4 番地、5 5 番地、5 6 番地 1、 5 7 番地から 5 9 番地、6 0 番地 1、 6 2 番地 1、6 4 番地、6 5 番地、 6 7 番地、6 8 番地 1、6 9 番地、 1 9 1 番地 1 これらに接する道路（隣接する部分に限る）
--------	-------	--

(別添 2)

指 示 (案)

令和 7 年 3 月 7 日

葛尾村長 殿

写) 福島県知事 殿

平成 23 年 (2011 年) 福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法 (平成 11 年法律第 156 号) 第 20 条第 2 項に基づき、下記のとおり指示する。

記

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴い、葛尾村において設定された帰還困難区域のうち別紙に記載する区域については、『特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について (令和 2 年 12 月 25 日原子力災害対策本部決定)』における避難指示解除の要件を満たすことから、令和 7 年 3 月 31 日午前 9 時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

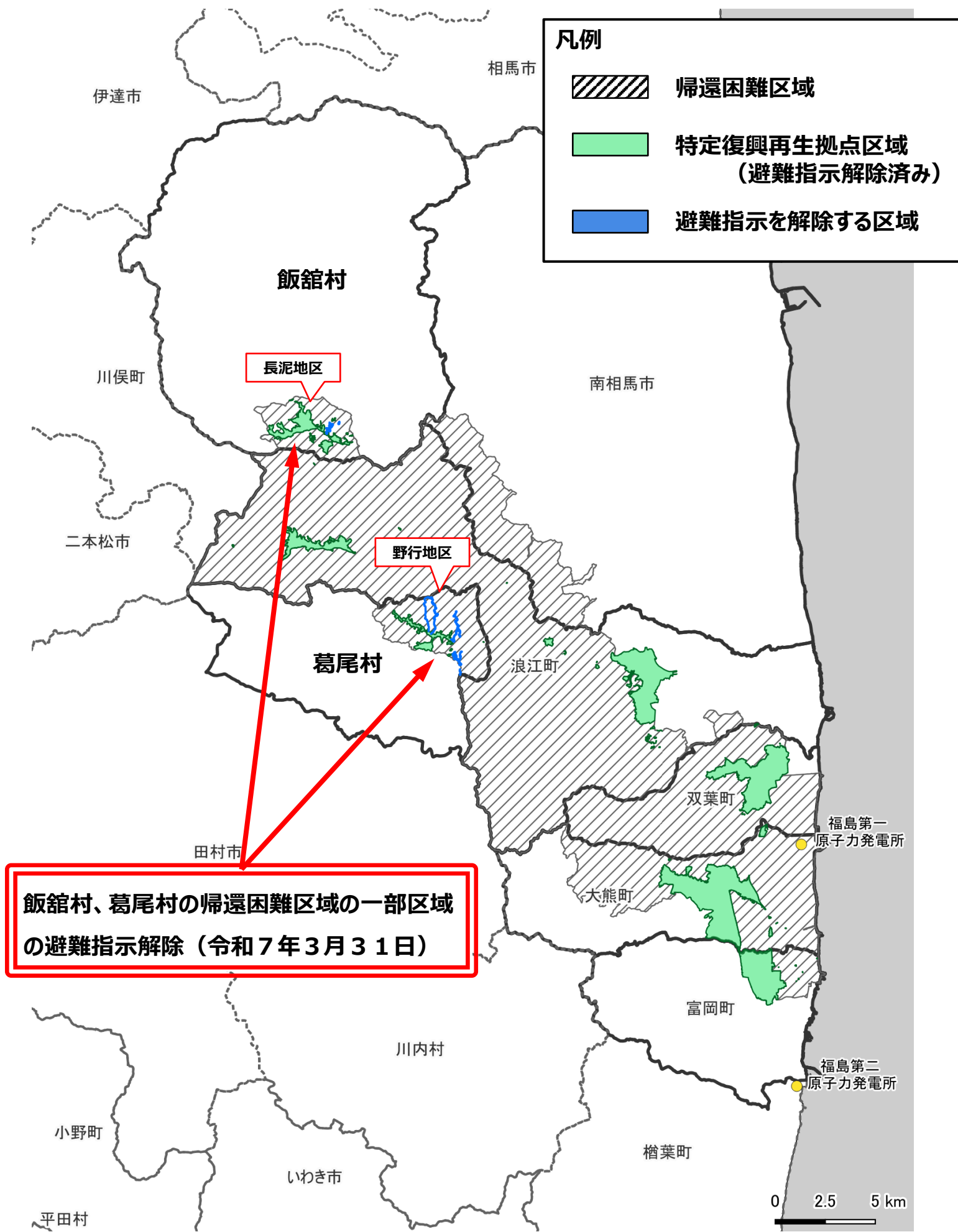
以上

葛尾村

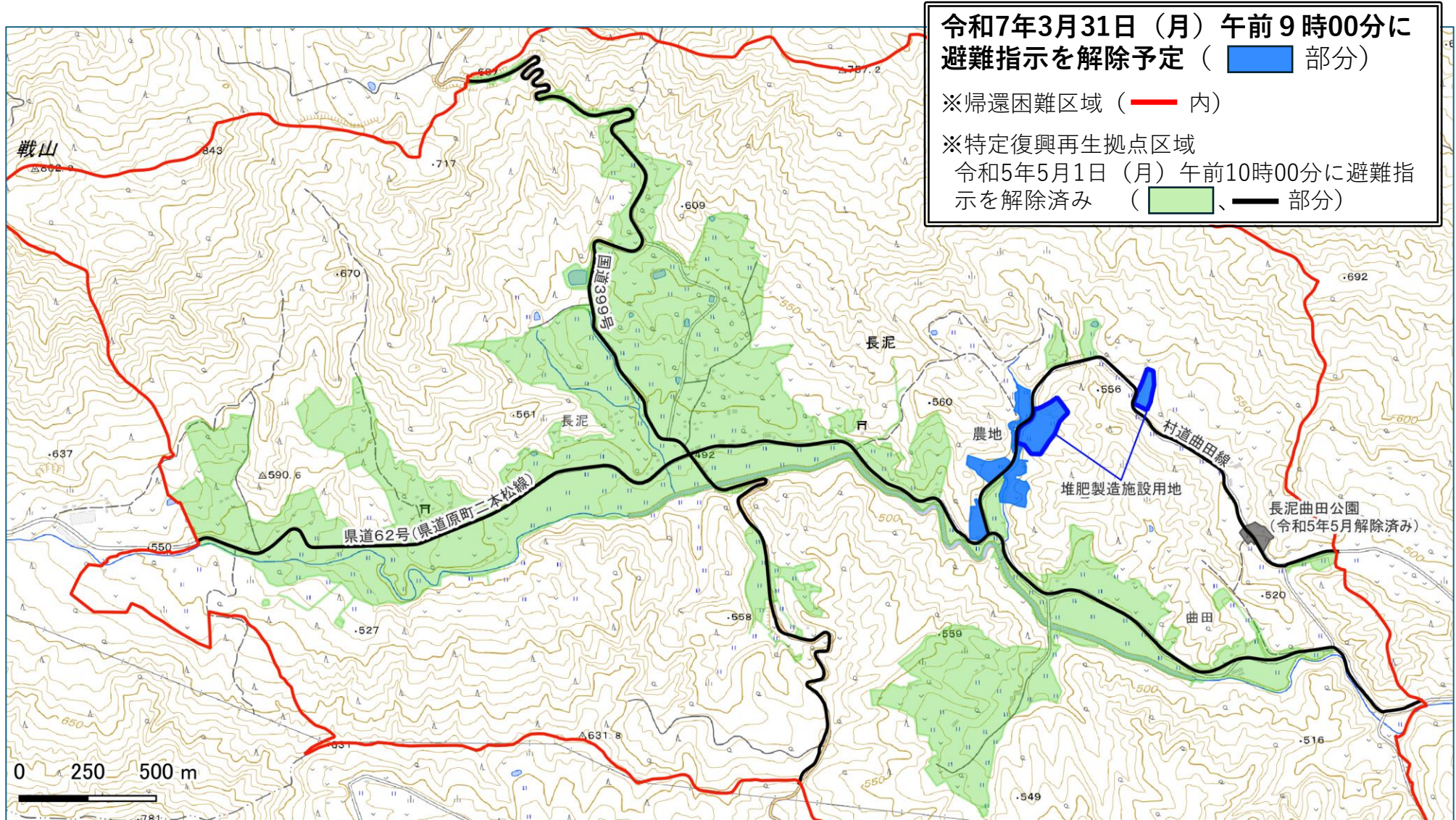
帰還困難区域	葛尾村大字葛尾 字野行のうち 8 5 番地 (土地活用がなされる範囲に限る)、 1 0 0 番地 2 (土地活用がなされる範囲に限る)、 1 0 7 番地 1 (土地活用がなされる範囲に限る)、 1 4 5 番地 1、1 4 6 番地 1、1 4 7 番地 1、1 4 8 番地 1、1 5 0 番地 1、 1 5 2 番地 1 から 2、1 5 3 番地 1 から 2、1 5 4 番地 1 から 4、2 4 4 番地 村道地蔵沢線並びに葛尾村内国有林磐城森林管理署 1 0 7 8 林班のうち「ち₂」、「ち₆」、「り」及び「イ」の区域 (土地活用がなされる範囲に限る)、1 0 7 9 林班のうち「と」、「り」及び「る」の区域 (土地活用がなされる範囲に限る)、1 0 8 0 林班のうち「ろ」の区域 (土地活用がなされる範囲に限る)、1 0 8 1 林班のうち「ぬ」、「る」、「わ₁」、「わ₂」、「か」及び「な」の区域 (土地活用がなされる範囲に限る)、1 0 8 3 林班のうち「ほ」及び「ち」の区域 (土地活用がなされる範囲に限る)、1 0 8 4 林班のうち「い₁」から「い₅」、「は」、「に₂」及び「と」の区域 (土地活用がなされる範囲に限る)、1 0 8 5 林班のうち「い₂」及び「た₂」の区域 (土地活用がなされる範囲に限る)、1 0 8 6 林班のうち「る₁」、「る₅」、「る₇」、「る₈」、「わ」、「か」、「よ」及び「ロ」の区域 (土地活用がなされる範囲に限る)、1 0 9 2 林班のうち「ほ」、「へ₁」、「へ₂」、「ぬ₁」、「ぬ₂」及び「ぬ₄」から「ぬ₈」の区域 (土地活用がなされる範囲に限る)、1 0 9 3 林班のうち「へ」の区域 (土地活用がなされる範囲に限る)、1 0 9 4 林班のうち「わ」の区域 (土地活用がなされる範囲に限る)
--------	---

避難指示区域の概念図

(参考)



避難指示区域の概念図（詳細） （飯舘村 長泥地区）



避難指示区域の概念図（詳細） （葛尾村 野行地区）



避難指示解除の要件について

○避難指示解除の要件（「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」（令和２年１２月２５日 原子力災害対策本部決定）より）

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が２０ミリシーベルト以下になることが確実であること
- ②土地活用を行う者等によって、必要な環境整備が実施されていること
- ③地元との十分な協議

特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について

令和2年12月25日
原子力災害対策本部

1. はじめに

福島原子力災害からの復興・再生は政府の最重要課題であり、これに向けた重要な一歩として、令和2年3月までの間に、全ての避難指示解除準備区域、居住制限区域において、避難指示の解除を行ってきた。

他方、帰還困難区域は、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日原子力災害対策本部）において、「将来にわたって居住を制限する」区域とし、バリケードなど物理的な防護措置を実施し、立入りを厳しく制限してきた。

この帰還困難区域について、地元からの要望や与党の提言を受けて、「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」（平成28年8月31日原子力災害対策本部・復興推進会議）において、同区域の中に、線量の低下状況も踏まえて5年を目途に避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す特定復興再生拠点区域を整備するという基本方針を示し、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域（以下「拠点区域外」という。）についても、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意」を示した。

その後、拠点区域外については、「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和元年12月20日閣議決定）において、「それぞれの地域の実情や、土地活用の意向や動向等の現状分析、地方公共団体の要望等を踏まえ、避難指示の解除に向け、今後の政策の方向性について検討を進める」との方針を示した。こうした状況において、住民の拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針を早急に示してほしいという従前からの強い要望がある中、一部の地元自治体から、拠点区域外の土地活用に向けて、避難指示を解除してほしいとの要望があった。これを受けて、令和2年5月、与党からも申入れ¹がなされた。

¹ 「帰還困難区域（特定復興再生拠点区域外）の政策の方向性検討に係る申入れ」（令和2年5月28日自由民主党・公明党）

これらを踏まえ、拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除に関する仕組みを提示する。

なお、この仕組みは、地元自治体の強い意向がある場合に、拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除に限定して適用されるものである。また、「特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて」（平成 30 年 12 月 21 日原子力災害対策本部）における避難指示解除の要件²に変更はない。

2. 拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除に関する仕組み

（1）仕組みの適用に関する基本的な考え方

拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除に関する仕組みは、土地活用に向けた避難指示解除という個別の意向を踏まえて提示するものであり、帰還・居住に向けた避難指示解除とは異なり、住民が日常的な生活を営むことが想定されない土地活用が主目的の解除となる。帰還困難区域を抱える自治体の状況はそれぞれ大きく異なり、拠点区域外の復興・再生に向けた意向も異なるため、国は、各自治体の意向を十分に尊重し、この仕組みを運用していく。

この仕組みの適用に当たっては、この仕組みが適用される各自治体における土地活用の方針について、国及び自治体が個別に協議する。

（2）土地活用に向けた環境の整備

（1）において国及び自治体が協議した方針を踏まえ、国、自治体及び土地活用を行う者は、個別の案件ごとに、土地活用及び避難指示の解除に向けた検討を進める。

その際、土地活用の目的に沿った形で、土地活用を行う者等により、土地活用を実現するために必要な環境整備がなされる必要がある。この環境整備としては、用途に応じた土地の造成・設備の設置、防犯・保安対策、線量低減措置等があげられる。

² 避難指示解除の要件（「特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて」（平成 30 年 12 月 21 日原子力災害対策本部）より）

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下になることが確実であること
- ②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との十分な協議

(3) 拠点区域外の土地活用に向けた住民の放射線防護対策

新たな仕組みにおいて避難指示の解除がなされる区域では、住民が日常的な生活を営むことは想定していないが、これまで避難指示を解除してきた区域と同様に、住民の立入りは自由であり、往来の制約はない。

こうした観点から、内閣府・復興庁・環境省・原子力規制庁は、「特定復興再生拠点区域外における土地活用に向けた住民の放射線防護対策について」（令和2年8月26日。詳細については別添参照。）を策定し、原子力規制委員会より「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」

（平成25年11月20日原子力規制委員会）にのっとり方向で取りまとめられていると認められた。

これに基づき、土地活用される区域を往来する住民の安全・安心に資する取組を丁寧に講じていく。

(4) 避難指示解除の具体的な手順の提示

個別の土地活用案件ごとに、(3)に掲げる取組の状況も踏まえながら、空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること及び土地活用を行う者等によって、必要な環境整備が実施されていることが確認できた場合、地元との十分な協議の上で、避難指示を解除する。

3. おわりに

2. で示したとおり、帰還困難区域の復興・再生に向けた意向は自治体ごとに異なり、帰還・居住に向けた避難指示解除という従前からの強い意向については、別途の対応が必要となる。

「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意に揺らぎはない。来年で震災から10年を迎えることも踏まえ、個別に各自治体の課題、要望等を丁寧に伺いながら、拠点区域外の避難指示解除に向けた方針の検討を加速化させていく。